

資料 4

福岡市立児童心理治療施設 指定管理者募集要項

令和元年 7 月

福岡市こども未来局
こども部こども家庭課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	2
2	児童心理治療施設の目的	2
3	管理・運営対象施設の概要	2
4	募集の概要	4
5	応募について	4
6	選定について	7
7	指定管理業務の範囲（詳細は別添「仕様書」を参照）	8
8	経理に関する事項	9
9	選定後の流れについて	10
10	協定について	10
11	モニタリング	10
12	その他	11

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

福岡市立児童心理治療施設の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、適切な管理・運営及び児童心理治療施設の目的を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

2 児童心理治療施設の目的

福岡市では、子ども施策の推進のため、平成27年からの5年間を計画期間とした「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しております。策定にあたっては、こども・子育て審議会の「子どもの権利を尊重する社会づくり専門委員会」に設置された福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会から、情緒行動上の問題を示す子どもの措置先として、「居住地のできるだけ近くに子どもを留めること」という国連子どもの代替養育に関するガイドラインの観点や保護者との面会交流の保障、ケアの連続性の観点を踏まえ、「福岡市内に専門性の高いケアを提供する児童心理治療施設を設置すべきである」との提言を受け、市内に1か所設置する目標を定めました。

児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。（児童福祉法第43条2に規定する児童福祉施設）

本市では、整備した児童心理治療施設において、児童の福祉の向上と健やかな育成を図り、また、施設の適切な管理及び事業を効率的に実施するため、指定管理者を公募することとしました。

3 管理・運営対象施設の概要

(1) 施設の概要

- ①施設名 福岡市立児童心理治療施設（以下「心理治療施設」という。）
- ②所在地 福岡市中央区地行浜2丁目1-28
※福岡市こども総合相談センター（えがお館）内（以下「えがお館」という。）
- ③施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建ての1階及び2階並びに3階の一部
- ④施設面積 延床面積 2217.1㎡
- ⑤施設内容 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日条例第56号）第89条に規定する諸室及び事務室等。

児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所等
--

詳細は別紙1-1、1-2参照

⑥定員 入所：20名 通所：15名
 ※上記本体定員のほか、一時保護委託児童を受け入れるための一時保護専用
 ユニット 定員：5名

⑦職員 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12
 月27日 条例第56号）第90条及び、児童福祉法による児童入所施設
 措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86
 号）別表2により、算出しておりますが、下表の人数以上に配置するこ
 とを妨げるものではありません。

	職種	職員数
基準 (加算有)	施設長	1人
	医師	1人
	心理療法担当職員 (入所, 通所 7 : 1)	5人
	看護師	1人
	児童指導員/保育士 (入所 3 : 1)	7人
	児童指導員/保育士 (通所 7.5 : 1)	2人
	個別対応職員	1人
	家庭支援専門相談員	1人
	栄養士	1人
	事務員	1人
	調理員	4人
小規模G加算 (4か所)	児童指導員/保育士	4人
	管理宿直等 (非常勤可)	4人
学習指導加算	指導員 (非常勤可)	1人
一時保護実施特別加算	児童指導員/保育士	2人
	管理宿直等 (非常勤可)	1人
合計		37人

※心理療法担当職員及び児童指導員・保育士については、措置された児童に対し、より個
 別ケアができようとして上記の配置基準としています。

※調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができます。

⑧開設日 令和2年4月1日開設予定

(2) 施設の特徴

心理治療施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定される
 児童福祉施設であり、家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生

活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。

(3) 設備に附属する備品

備品については、無償で貸与します。また、別途備品台帳をお渡ししますので適切に管理して下さい。

4 募集の概要

(1) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 利用時間・休館日

ア 利用時間

①入所児童

24時間

②入所児童以外（通所児童等）

平日：午前9時から午後5時まで 土曜日：午前9時から正午まで

イ 休館日

①入所児童

無休

②入所児童以外（通所児童等）

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

・12月29日から翌年の1月3日までの日

※（1）利用時間、（2）休館日については、利用者のサービス向上につながる場合は、市の承認を得て変更することができるので、必要に応じてご提案ください。

5 応募について

(1) 応募資格

①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設の経営実績がある社会福祉法人であること。

②応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

A 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの。

B 団体が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合。

- C 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者。
- D 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- E 団体及びその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。
- F 本市が出資する外郭団体。

※本市からの人的財政的支援により、公平性の観点で応募困難と認められるため。

(2) 応募書類

提出書類一覧（別紙2）のとおり。

(3) 指定管理者の応募スケジュール

①募集の周知	令和元年	7月	1日（月）	～	8月30日（金）
②募集要項の配布		7月	1日（月）	～	8月30日（金）
③現地説明会の開催		7月	17日（水）		
④募集要項に関する質問の受付		7月	18日（木）	～	7月24日（水）
⑤募集要項に関する質問の回答		8月	2日（金）		
⑥応募書類の受付		8月	23日（金）	～	8月30日（金）

(4) スケジュールの詳細

①公募の周知

心理治療施設の指定管理者の公募について、市政だより及び市のホームページに掲載し、周知します。（<http://www.city.fukuoka.lg.jp>）

②募集要項等の配布

(ア) 配布期間

募集要項等を令和元年7月1日（月）～8月30日（金）に配布します。なお、応募を予定される法人につきましては、現地説明会への出席をお願いします。

(イ) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(ウ) 配布場所

福岡市こども未来局こども部こども家庭課（福岡市役所13階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4238 FAX 092-733-5534

※市のホームページから募集要項及び様式をダウンロードすることもできます。

URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp>

[TOP ページ] → [入札・契約・公募] → [契約情報/指定管理者制度]

③現地説明会の開催

募集に係る説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。現地説明会申請書(様式1)に必要事項を記入の上、郵送、電子メールのいずれかでお申し込みください。(7月16日(火) 必着)

開催日時：令和元年 7月17日(水) 午後2時から

開催場所：えがお館 7階 視聴覚室

参加人数：各法人において2名以内とする。

申込先：問い合わせ先と同じ

④募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年7月18日(木)～7月24日(水) 午後5時まで

受付方法：質問書(様式2)に記入の上、問い合わせ先まで、電子メールに添付して送付してください。

※電話、口頭など、上記以外の方法による質問にはお答えできませんのでご了承ください。

⑤募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、市のホームページで公表します。(8月2日(金) 公表予定)

⑥応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年8月23日(金)～8月30日(金)

午前9時～午後5時(正午から午後1時までを除く)

提出方法：問い合わせ先に、持参にて提出してください。

(5) 留意事項

①接触の禁止

選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触が認められた場合は、失格となることがあります。

②重複応募の禁止

応募1団体につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。

③応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

④虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽があった場合は、失格とします。

⑤応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式5）を提出してください。

⑦応募費用

応募に関して必要となる費用は、法人の負担とします。

⑧応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

⑨提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した法人に帰属します。

なお、心理治療施設の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとしします。

6 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、心理治療施設の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会では、指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行い、団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定する上で参考となる意見を述べるなど、選定過程において重要な役割を担う協議会です。

(3) 選定の流れ

①応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。

②選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施した上で、提案された内容を総合的に審査します。（詳細については、別途通知します。）

(4) 選定における評価基準

応募内容を審査項目及び審査基準（別紙3）に基づき審査し、心理治療施設を最も適切に管理・運営することができる団体を選定します。

(5) 候補者の決定方法

選定委員会での評価の合計、高得点をつけた委員の割合、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理候補者を選定します。

7 指定管理業務の範囲（詳細は別添「仕様書」を参照）

心理治療施設は公共の施設であるため、福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規準に準じ、職務の執行の公正さ及び倫理の保持に対する市民の疑惑や不信を招かないよう業務に対する市民の信頼確保に努めてください。

（1）運営に関する業務

- ①児童相談所が入所措置を決定した児童に対する心理治療及び生活指導等
- ②児童相談所が通所措置を決定した児童に対する心理治療等
- ③一時保護実施特別加算に基づく一時保護委託児童の受け入れ
- ④一時保護委託児童の受け入れ
- ⑤入所措置や通所措置を受けていない児童に係る保護者や里親等からの相談業務
- ⑥親子関係再構築支援
- ⑦家庭環境及び関係機関との調整
- ⑧心理治療施設入所児童及び一時保護委託児童への食事の提供
- ⑨その他、児童心理治療施設設置の目的に合致する業務

（2）施設の管理に関する業務

- ①保守管理業務
- ②環境維持管理業務
- ③光熱水費等の支払いに関する業務

（3）個人情報に関する業務

- ①個人情報保護の遵守
- ②情報セキュリティの管理
- ③管理運営に係る文書管理
- ④個人情報の漏洩、滅失又は毀損が発生した際の対応

（4）その他業務

- ①職員の雇用
- ②必要な研修の実施
- ③各種マニュアルの作成
- ④事業計画書及び収支予算書の作成
- ⑤自己評価の実施
- ⑥指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
- ⑦クレーム対応
- ⑧広報業務
- ⑨避難訓練
- ⑩事故発生時の対応
- ⑪その他

（5）管理運営業務の実施に当たっての市と指定管理者とのリスク分担

リスク分担表（別紙4）によります。

8 経理に関する事項

(1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の想定額

令和2年度 260,455千円

民設民営の児童心理治療施設に対し支弁される扶助費相当額を指定管理料としてお支払いします。なお、扶助費相当額とは次のものを言います。

①平成11年4月30日厚生省発児第86号「児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金について」に規定する措置費等。

②福岡市民間児童福祉施設運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第3条第1項第1号及び第3号に規定する研修費及び社会福祉施設職員等退職手当共済掛金相当額。（対象や金額については、補助金交付要綱に準じる）

扶助費相当額の試算については、扶助費試算（別紙5）のとおり。

なお、当該管理運営業務は、第1種社会福祉事業に含まれるため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

(2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。

①事務費 ※施設新設のため、初月のみ0.5ヶ月分追加（民間施設給与等改善費を除く）。

施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費

②事業費

・事務費以外の経費で、児童等に直接必要な諸経費

※えがお館所管の一時保護児童の食事の提供に係る費用については、えがお館と指定管理者の委託契約の形をとるため、指定管理料には含まれておりません。指定管理料とは別にえがお館からお支払いします。

(3) 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、毎年度、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された額をもとに、市と指定管理者が協議し決定します。

また、指定管理料の年額、四半期ごとの額を、実施協定書で定め、実施協定書をもとに、指定管理料を四半期ごとに前金でお支払いします。

なお、お支払いする指定管理料に関しては概算払いとなるため、年度末に精算（追加払い、又は払い戻し）いたします。

(4) 経理の明確化

管理・運営業務の執行に係る経費については、団体の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。

9 選定後の流れについて

(1) 選定後のスケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①選定結果の通知 | 令和元年 9月下旬～10月上旬予定 |
| ②指定管理者の候補者の公表 | 同上 |
| ③指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 10月下旬予定 |
| ④指定管理者の指定（基本協定締結） | 12月下旬予定 |
| ⑤指定管理者との実施協定締結 | 令和2年 4月 |

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。（9月下旬～10月上旬予定）また、選定の過程及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び第2順位（次点）の法人名も公表します。

10 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。なお候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。次点として権利を有しているのは令和元年度末までです。また、議会の議決後（12月予定）に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

(1) 基本協定

指定管理者の候補者選定後、市と指定管理者が行う心理治療施設の管理に関し必要な事項等については、別途示す「福岡市立児童心理治療施設の管理に係る基本協定書（案）」を基本に、市と指定管理者の候補者との間で協議を行い、指定管理者の指定後に基本協定を締結します。

(2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度本市が指定管理者に支出する指定管理料その他必要な事項について、別途実施協定を締結します。

なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

11 モニタリング

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスが市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運營業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定管理期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、令和5年度に有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出していただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

1.2 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

- ・ 地方自治法
- ・ 児童福祉法
- ・ 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ・ 福岡市立児童心理治療施設条例
- ・ 福岡市立児童心理治療施設条例施行規則
- ・ 労働関係法令
- ・ 福岡市個人情報保護条例
- ・ 福岡市暴力団排除条例 等

(2) 監査

①指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

②議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(3) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等、市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除いて、全て公開します。

(4) 第三者への委託

個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、書面による承諾が必要になります。また、管理・運営に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(5) 賠償責任保険等の加入

児童心理治療施設は、市が所有、使用、管理する施設及び市の業務の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対する賠償責任保険に加入します。ただし、自動車の使用に起因する事故、提供した飲食物等に起因する事故などの賠償保険については対象外であり、また補償保険などについては未加入であるため、必要に応じて別途加入してください。その他、当該業務を実施するにあたり必要な保険に入っただき、それを証明する書類の提出をお願いします。

「市民総合賠償保障保険」の賠償責任保険（D型）

賠償責任保険 D型 てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

(6) 問い合わせ先（事務局）

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎13階）

こども未来局こども部こども家庭課（担当：高田 桑野）

電話 092-711-4238

FAX 092-733-5534

E-MAIL k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp

別紙1-1 施設概要

1 定員（本体）

- (1) 入所
20人
- (2) 通所
15人

※上記本体定員のほか、一時保護委託児童を受け入れるための一時保護専用ユニット
定員：5名

2 施設規模

(1) 諸室

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第89条に基づき、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所を設置する。

さらに、箱庭療法や作業療法など、落ち着いた環境でカウンセリングを行うための心理療法室や事務室、会議室等を設置する。

【福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例】

第89条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とする。
- (3) 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- (4) 便所は男子用と女子用途を別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りではない。

(2) 既存設備等の活用

①グラウンドや体育室

福岡市こども総合相談センターえがお館（以下「えがお館」という。）の敷地にはグラウンドがないため、放課後や行事等でグラウンドを利用する場合は、えがお館の隣の福岡市立福岡中央特別支援学校のグラウンドを学校運営に支障のない範囲で福岡市立福岡中央特別支援学校と調整を行い利用する。また、体育室については、えがお館内に設置されていることから、体育や運動等で利用する場合は、一時保護された児童の利用時間と調整を行い利用する。

②えがお館内の諸室の相互利用

えがお館内の相談室等や児童心理治療施設施設の諸室について、必要に応じ、相互に利用し有効活用を図る。

(3) 施設内学級

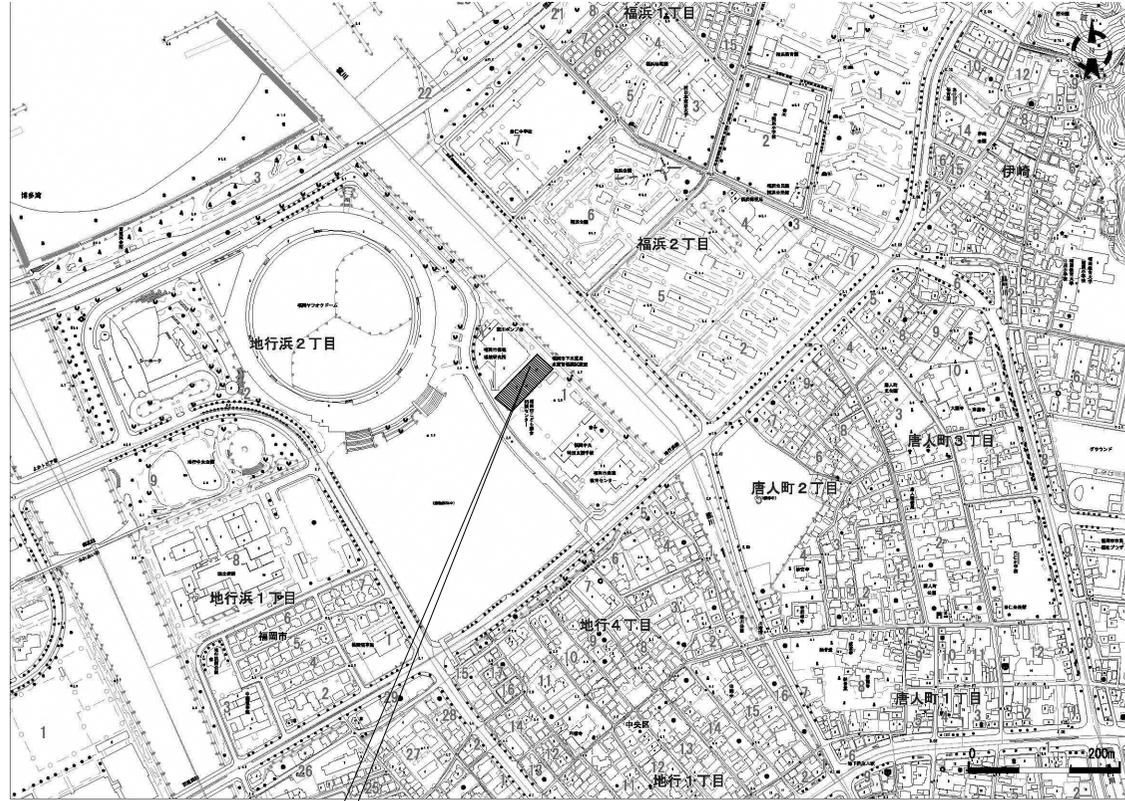
入所児童は、家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難であるため、小・中学校の普通学級に通学することは心理面で不安定になりやすく、通学できない可能性がある。そのため、施設内に当仁中学校、南当仁小学校を本校とする施設内学級（自閉症・情緒障がい特別支援学級）を設置し、通学できる環境及び少人数の教育環境を整える。

(4) 養育形態

施設養護の養育形態については、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが重要であるとの考えから、家庭的雰囲気与生活でき、個別ケアが可能である、居室やリビング、浴室、トイレなどを備えた家庭に近い環境で養育するユニット制で諸室配置を行う。

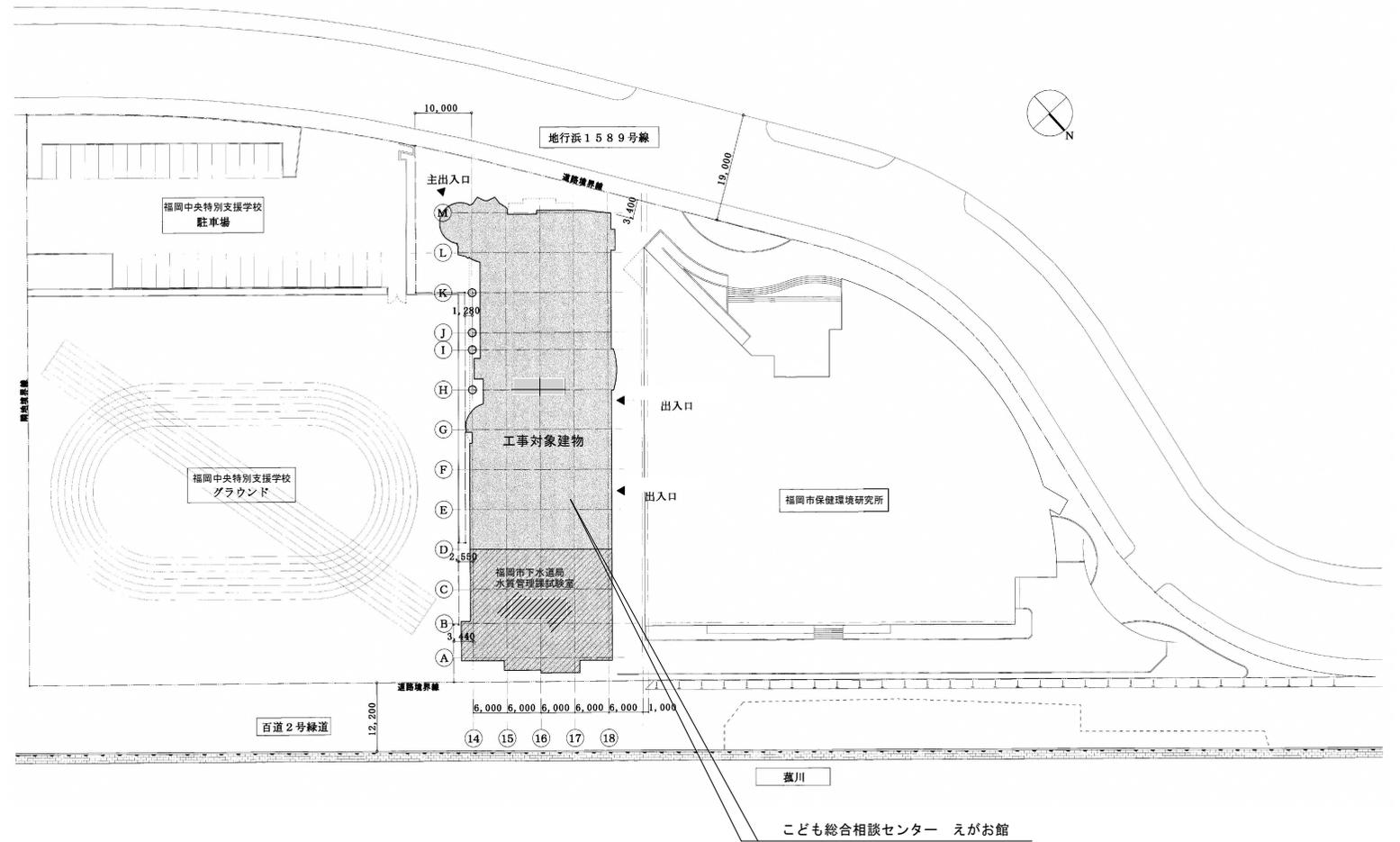
【想定ユニット】

男子ユニット	5人×2ユニット
女子ユニット	5人×2ユニット



福岡県福岡市中央区地行浜2丁目1番28号

付近見取図

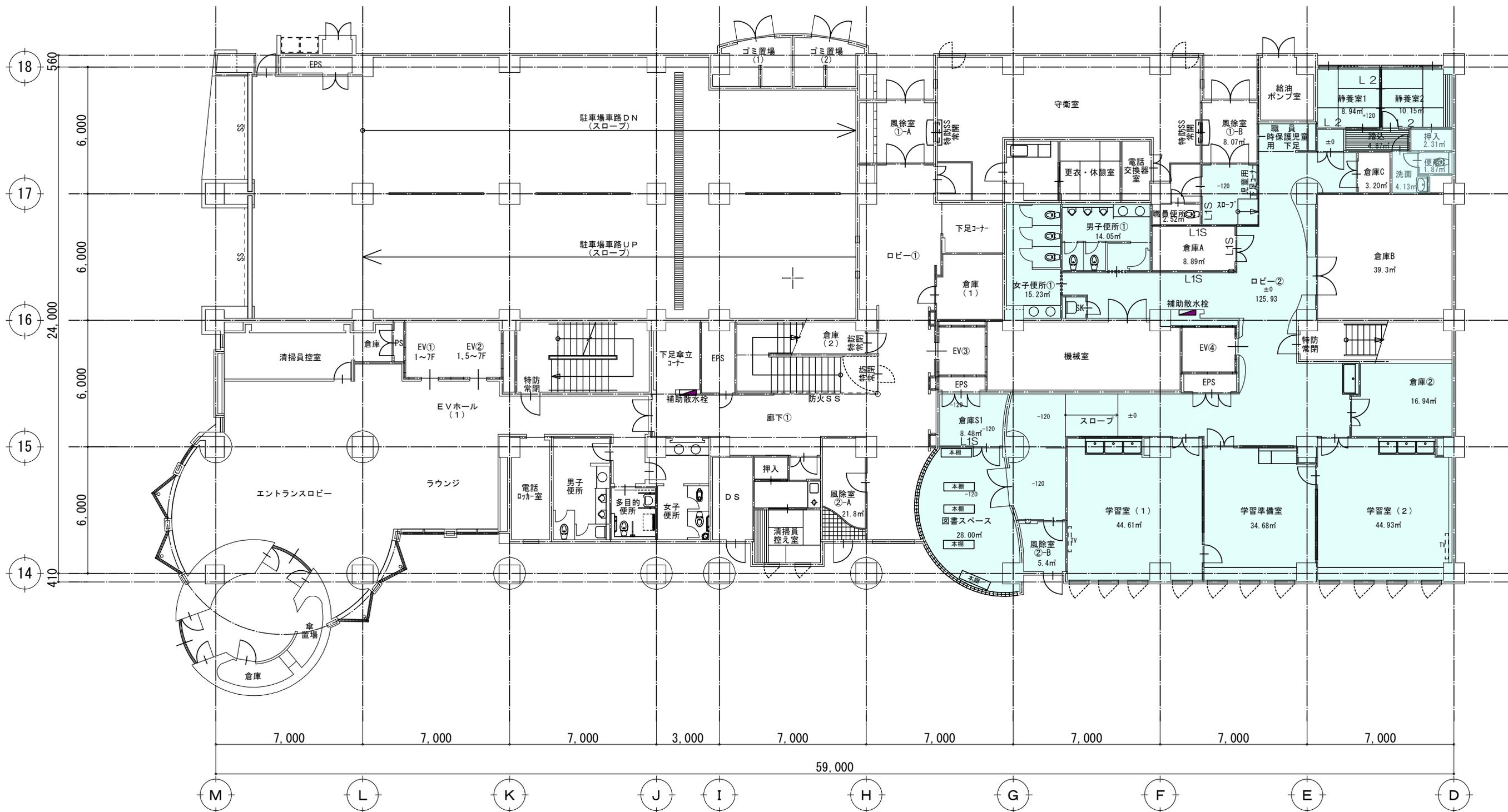


配置図 1/600

こども総合相談センター えがお館



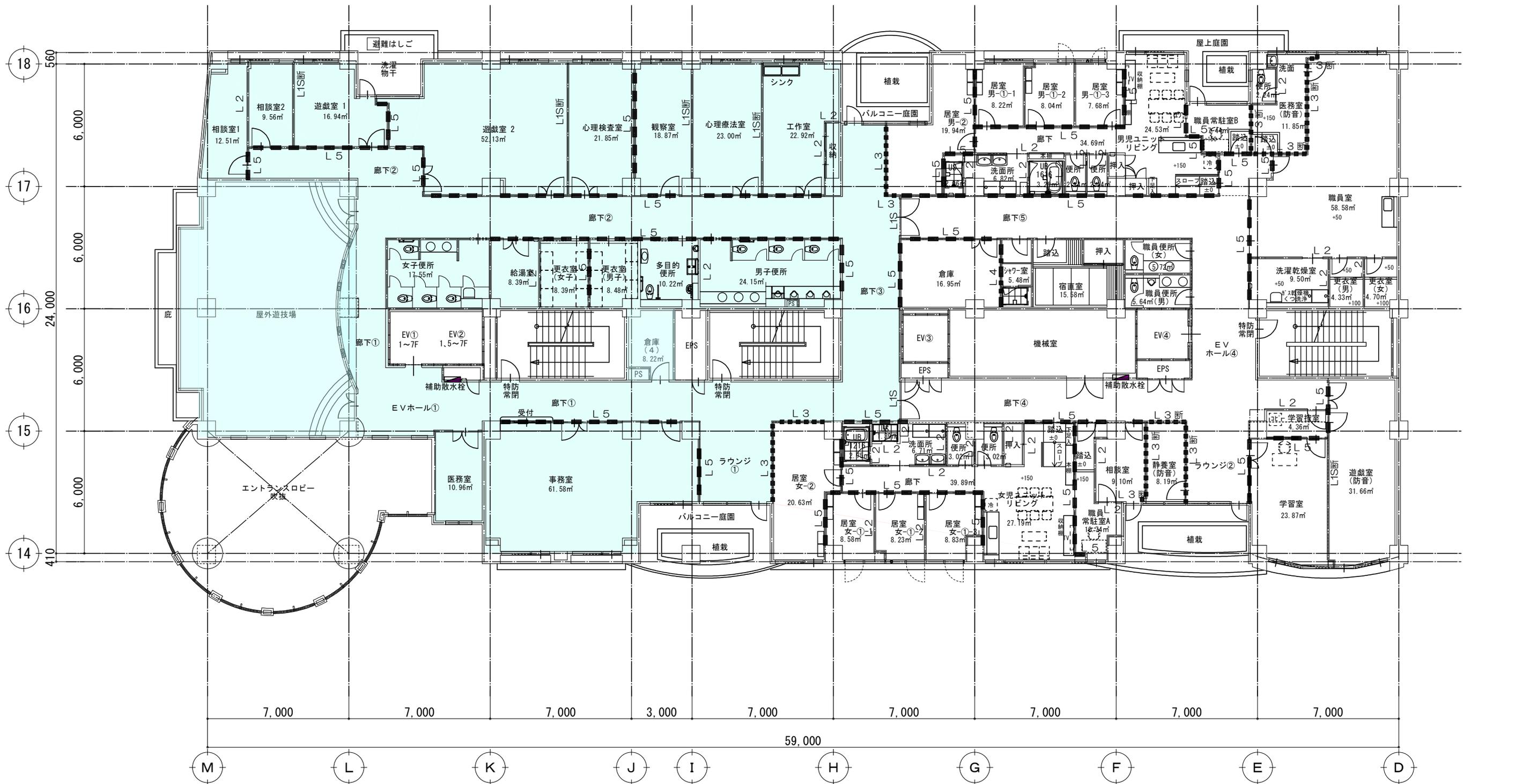
1階平面図



..... 改修範囲 (児童心理治療施設)



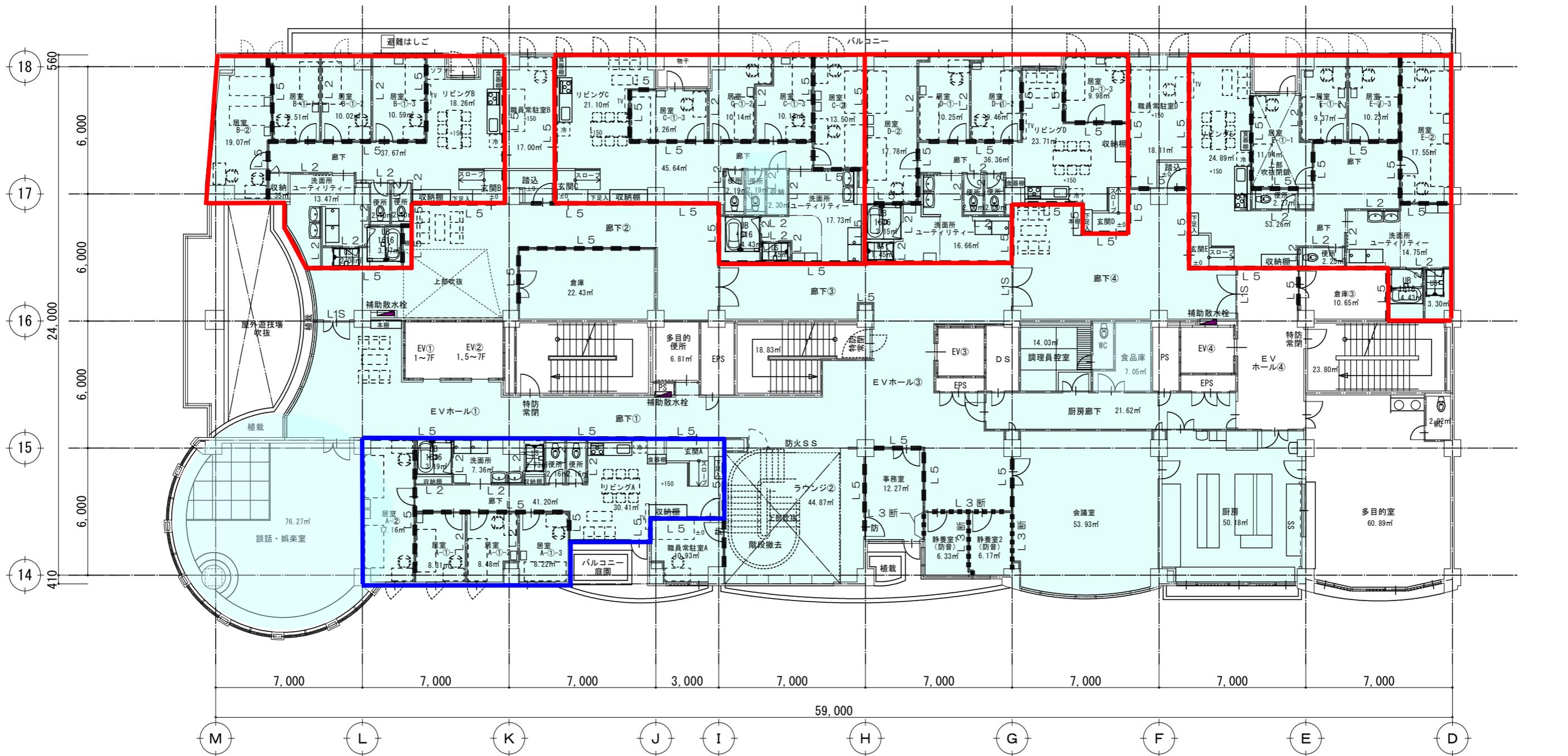
2階平面図



... 改修範囲 (児童心理療施設)



3階平面図



-  ... 小規模グループ
-  ... 一時保護専用ユニット
-  ... 改修範囲（児童心理治療施設）

別紙2 提出書類一覧

1 現地説明会に係る提出書類（提出期限：7月16日（火）まで）

様式番号	提出書類	備考
1	現地説明会申請書	参加者は各団体2名までになります。

2 質問書（提出期限：7月18日（木）～7月24日（水）午後5時まで）

様式番号	書類	備考
2	質問書	

3 応募に係る提出書類

（提出期限：8月23日（金）～8月30日（金）午前9時～午後5時まで）

ア 指定申請書

様式番号	提出書類	備考
3-1	指定管理者 指定申請書	福岡市立児童心理治療施設条例第6条第2項の規定によるもの。

イ 法人に関する書類

様式番号	提出書類	備考
—	定款等	定款、寄付行為その他これに類する書類。
—	法人登記簿謄本	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
—	事業計画書及び 収支予算書	児童心理治療施設の管理に関する収支予算書を作成し提出してください。 ※事業計画書は様式4-2～9が該当。
—	決算書等	法人の事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書。
3-2	役員名簿及び 従業員数	法人の役員名簿及び従業員数を提出してください。 ※収集した個人情報については、暴力団関係者に当たるかどうか警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。
3-3	法人の概要	法人の概要とこれまでの活動実績を記載してください。
—	印鑑証明書	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
—	納税証明書	直近2ヶ年分の「法人税」、「消費税」、「福岡市税」の納税証明書※課税されていない場合は提出不要です。
3-4	納税に 関する申立書	法人税、消費税、福岡市税の納税義務がない場合のみ提出してください。

様式番号	提出書類	備考
3-5	暴力団排除に関する誓約書	暴力団排除に関する誓約書については、福岡市の競争入札有資格者名簿に登録されていない団体の場合のみ提出してください。

4 提案書類

様式番号	提出書類	備考
4-1	指定管理者への申請理由	児童心理治療施設の課題や特性を考慮し、指定管理者の申請理由、運営理念、意欲等を記入してください。
4-2	心理治療及び生活指導方針	入所・通所児童の正確なアセスメントによる心理治療及び生活指導方針について記入してください。
4-3	医療に対する体制	児童に係る医療に対する支援体制について記入してください。
4-4	連携に関する提案	児童福祉関係機関、特に児童相談所(一時保護委託を含む)、教育施設との連携に関する提案について記入してください。
4-5	組織体制図	管理運営を適切に行う人員配置計画について、施設における運営上必要な知識・経験・技術・資格等を有する者の確保の方法、必要人員の任用計画、勤務ローテーション等について記入してください。
4-6	環境維持に関する提案	施設の美化や安全利用等、環境維持につながる提案を記入してください。
4-7	個人情報保護に関する提案	児童や保護者等に関する記録の管理方法や、児童のプライバシー保護等に関する提案について記入してください。また、万が一個人情報漏洩した際の対応や体制についても記入してください。
4-8	クレーム等に対する提案	クレームや事故等が発生した際の対応策等について記入してください。
4-9	その他提案事項	研修計画等、施設の管理運営に係るサービス向上につながる事項について、自由に記入してください。

5 応募の辞退

様式番号	提出書類	備考
5	辞退届	辞退理由を記入してください。

※様式はすべてA4サイズにそろえて、10部ずつ提出してください(原本1部, コピー9部)。

また、提出にあたっては10部総てをA4のフラットファイル1冊に綴じこんで提出してください。各様式において記入欄が不足する場合には、継ぎ紙して提出してください。

※様式の指定がないものについては、各法人において任意の様式で提出してください。

別紙3 審査項目及び審査基準

福岡市立児童心理治療施設の指定管理者公募に係る審査は、以下の項目及び基準で行います。なお、下表に定める評価基準の項目のうち、評価に値しないなど不適切と評価された項目が1つでもある場合は、総合点の高低に関わらず、市は候補者として選定しない場合があります。

審査項目	審査基準	該当様式	配点	
法人について	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の概要について ・法人の基本理念は確立されているか。 ・基本理念に沿った活動が行われてきたか。 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設の活動実績があるか。 	様式3-3	20	25点
	<ul style="list-style-type: none"> ●経営状況について ・健全かつ安定した財政基盤を有するか。 	納税証明書 決算書等	5	
提案について	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の理解について ・児童心理治療施設の管理運営に対する理念・意欲を有するか。 ・児童心理治療施設の課題や特性について十分な理解を有するか。 	様式4-1	10	75点
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設運営について ・入所・通所児童の正確なアセスメントによる心理治療や生活指導方針について検討されているか。 ・児童に係る医療に対する支援体制について検討されているか。 	様式4-2 様式4-3	30	
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係機関，特に児童相談所（一時保護委託を含む）や教育施設との連携について検討されているか。 	様式4-4	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理について ・組織体制（資格を含む）。 ・環境維持について検討されているか。 ・個人情報保護への取組みや体制について検討されているか。 ・クレーム等への対応や体制について検討されているか。 	様式4-5 様式4-6 様式4-7 様式4-8	20	
	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 ・研修計画等，施設の管理運営に係るサービス向上につながるもの。 	様式4-9	5	
合計				100点

別紙4 リスク分担表

段階	リスク項目	No.	リスクの内容（変更後）	負担者	
				自治体	指定管理者
共通	募集手続きリスク	1	募集要項（仕様書等）の誤り，変更等に関するもの	○	
		2	応募費用に関するもの		○
	法令変更リスク	3	本事業に直接関わる根拠法令の変更，新たな規制立法の成立	○	
		4	上記以外の法令の変更，新たな規制立法の成立		○
	税制変更リスク	5	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更	○	
		6	上記以外の税制度の新設・変更		○
	許認可リスク	7	自治体が取得すべき許認可取得の遅延・失効等	○	
		8	指定管理者が取得すべき許認可取得の遅延・失効等		○
	住民対応リスク	9	本事業の設置・運営に対する反対運動等に関するもの	○	
		10	指定管理者が行う業務に関する苦情等		○
	環境保全リスク	11	自治体の指示に起因する環境問題（騒音，振動，有害物質の排出等）	○	
		12	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，有害物質の排出等）		○
	第三者賠償リスク	13	自治体の帰責事由による事故により第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む）	○	
		14	指定管理者が行う業務に起因する事故により第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む）		○
		15	上記以外の事由により、第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む）	○	○
	事業の中止・変更・延期リスク	16	自治体の指示や議会の不承認による本事業の中止・変更・延期	○	
		17	上記以外の事由による本事業の中止・変更・延期		○
		18	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	不可抗力リスク	19	不可抗力（暴風，豪雨，火災等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による事業の中止・変更・延期	○	
		20	不可抗力（暴風，豪雨，火災等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による第三者への損害	○	
		21	不可抗力（暴風，豪雨，火災等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備等の損害	○	
		22	不可抗力（暴風，豪雨，火災等自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の設備等の損害		○

段階	リスク項目	No.	リスクの内容（変更後）	負担者	
				自治体	指定管理者
管理	業務内容変更リスク	23	自治体の指示による業務内容・用途の変更によるもの	○	
		24	上記以外の事由による事業内容・用途の変更によるもの		○
	施設損傷リスク	25	自治体の帰責事由による事故・火災等による施設・設備等の損傷	○	
		26	指定管理者の帰責事由による事故・火災等による施設・設備等の損傷		○
		27	第三者に起因する事故・火災等による市所有の施設・設備等の損傷	○	
		28	第三者に起因する事故・火災等による指定管理者の設備等の損傷		○
	維持管理コストリスク	29	自治体の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増加	○	
30		上記以外に事由による維持管理費の増加		○	
性能リスク	31	指定管理者が実施する業務内容が自治体の要求水準に達しないことによるもの		○	
運営	業務内容変更リスク	32	自治体の指示による業務内容・用途の変更によるもの	○	
		33	上記以外の事由による事業内容・用途の変更によるもの		○
	運営コストリスク	34	自治体の指示による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増加	○	
		35	インフレ等による物価変動によるもの		○
		36	金利変動によるもの		○
		37	上記以外の要因による業務量及び運営費の増加		○
性能リスク	38	指定管理者が実施する業務内容が自治体の要求水準に達しないことによるもの		○	
その他	事業の中途終了リスク	39	市の債務不履行に起因する契約解除	○	
		40	指定管理者の債務不履行に起因する契約解除（一部解除を含む）		○
	施設の性能	41	事業期間終了時における施設の要求水準の保持		○
	終了手続き	42	事業終了時の手続きに関する諸費用		○

別紙5 扶助費試算

①児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

想定される指定管理料（措置費）を厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号に基づき、試算しておりますが、措置された児童の状況や人数等により、変動することに留意してください。

また、全ての事務費、事業費（以下「事務費等」という。）を計上しておりません。国の通知に基づき、要件に該当する事務費等があれば、計上することとなります。

なお、「福岡市民間児童福祉施設運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第3条第1項第1号及び第3号」に規定する研修費及び社会福祉施設職員等退職手当共済掛金相当額については、補助金交付要綱に準じて、指定管理料としてお支払いいたします。

【本体施設】

施設本体定員 35人

入所定員 20人

通所定員 15人

※各定員の9割が措置されたとして試算

【本体施設措置費】

(円)

		単価	単位	月数	計
事務費	加算分保護単価(入所部) ※1	475,780	20	12	114,187,200
	一般分保護単価(通所部)	103,630	15	12	18,653,400
	小規模グループケア加算 ※2	122,400	20	12	29,376,000
	学習指導費加算 ※3	8,090	14	12	1,359,120
	心理療法担当職員加算 ※4	14,230	35	12	5,976,600
	民間施設給与等改善費 ※5	108,620	35	12	45,620,190
	小計				215,172,510
事業費	一般生活費(入所)	50,970	18	12	11,009,520
	一般生活費(通所)	15,550	14	12	2,612,400
	被虐待児受入加算 ※6	26,100	8	12	2,536,920
	教育費(小学校) ※3	2,170	6	12	156,240
	教育費(中学校) ※3	4,300	8	12	412,800
	見学旅行費(小学6年) ※3	21,490	2	1	42,980
	見学旅行費(中学3年) ※3	57,590	3	1	172,770

	見学旅行費(高校3年生) ※3	111,290	1	1	111,290
	入学支度金(中学校) ※3	47,400	3	1	142,200
	特別育成費(公立) ※3	22,910	4	12	1,099,680
	特別育成費(入学) ※3	61,150	2	1	122,300
	期末一時扶助	5,350	18	1	96,300
	児童用採暖費(入所)	1,340	18	6	144,720
	児童用採暖費(通所)	200	14	6	16,800
	小計				18,676,920
合計					233,849,430

※1…加算分保護単価については、3:1の職員配置を行った場合の単価を適用

※2…小規模グループケア加算については、30,600円/1箇所×4箇所分を計上

※3…学習指導費等加算等については、「児童養護施設入所児童等調査結果」(厚労省調査)を基に推計した人数を計上

※4…心理療法担当職員加算については、定員数に応じ7:1の職員配置を適用

※5…民間施設給与等改善費については、市内児童養護施設を参考に8年の15%で仮計算

※6…入所児童の45%で試算

【新規開設加算分】

事務費1月(民改費を除く)の50%を支弁

$(215,172,510 - 45,620,190) \div 12 \div 2 = 7,064,680$ 円

【一時保護専用ユニット】

定員 5人

※定員の9割を受託したとして試算

【一時保護実施特別加算措置費】

		単価	単位	月数	計
事務費	一般保護単価	222,280	5	12	13,336,800
	民間施設給与等改善費 ※7	33,342	5	12	2,000,520
	小計				15,337,320
事業費	一般生活費 ※8	1,660	1,643	—	2,727,380
	被虐待児受入加算 ※9	850	412	—	350,200
	小計				3,077,580
合計				18,414,900	

※7…民間施設給与等改善費については、市内児童養護施設を参考に8年の15%で仮計算

※8…一般生活費の単価については、1日平均とし、単位については、過去の一時保護委託

の実績を基に試算

※9…被虐待児受入加算については、過去の一時保護委託の実績を基に試算

②福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱について

■指定管理料として算定する条件

①前年度末の支払資金残高が、前年の運営費（措置費）収入の30%以下となっている場合。

※初年度についてはこの条件は付さない。

②当該施設において福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月27日福岡市条例第56号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合。

■指定管理料として算定する経費

対象経費は、第3条第1項第1号の「研修費」及び第3号の「社会福祉設職員等退職手当共済掛金」とする。

①研修費

研修期間に応じ、下記のとおりとする。なお、対象となる経費は研修参加費、交通費、宿泊費とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てる。

ア 3日以上の場合

1人あたりの実費分（132千円を上限）×参加延人数

イ 2日間の場合

1人あたりの実費分（66千円を上限）×参加延人数×1/2

②社会福祉設職員等退職手当共済掛金

45,000円 × 職員数 で算出した額

職員数とは、次の表に規定する職員定数の合計をいい、小数点以下に端数が生じた場合は職種ごとに切り上げる。

【児童心理治療施設】

職種別	職員の定数
施設長	1人
医師	1人
心理療法担当職員	定員7人につき1人
看護師	1人
児童指導員 保育士	通じて定員3人につき1人
個別対応職員	1人

家庭支援専門相談員	1人
栄養士	1人
事務員	1人
調理員等※	4人

※調理員等については、調理業務の全部を委託する場合は、職員数から除外する。

【通所部】

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員7人に1人
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人

○社会福祉施設職員等退職手当共済掛金

45,000円×25人(職員数)=1,125,000円

《想定額》

233,849,430円+18,414,900円+7,064,680円+1,125,000円=260,454,010円
(260,455千円)

現地説明会申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市こども未来局長

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

福岡市立児童心理治療施設指定管理者の募集における現地説明会について下記のとおり申し込みます。

記

1. 参加者の氏名 (各団体 2 名以内)

①	
②	

質 問 書

年 月 日

(あて先) 福岡市こども未来局長

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号
E - m a i l

福岡市立児童心理治療施設の指定管理者募集について以下のとおり質問します。

質問項目	質問内容

※質問にあたっては、募集要項等の該当箇所を記入してください。

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊟

福岡市立児童心理治療施設について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市立児童心理治療施設条例第6条第2項の規定により申請します。

役員名簿及び従業員数

区分	氏名か (半角か、姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性：M 女性：F
			元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	
1	フカカ クロウ	福岡 太郎	S	40	1	1	M
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

従業員数	名
------	---

福岡市の事業等からの暴力団排除について（お知らせ）

福岡市では、平成22年7月に施行した福岡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

このため、福岡市では、申請される方（事業者）が暴力団員でないか、福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承ください。

法人の概要			
(ふりがな) 団体の名称			
(ふりがな) 代表者氏名			
主たる事務所の 所在地			
認可年月日		設立登記年月 日	
法人の基本理念 及びこれまでの 活動実績等			

納税に関する申立書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
団体の名称
代表者の氏名

⑩

法人の名称

() は、法人税・消費税・福岡市税に
ついての納税義務はありません。

※該当するものについては○を，しないものについては二重線で抹消してください。

誓 約 書

年 月 日

(あて先)
福 岡 市 長

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名 ⑩

「福岡市立児童心理治療施設の指定管理者の指定」にあたり、当社は下記事項について誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、指定取消等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当社及び当社の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。
- 2 暴力団や暴力団と関係がある企業との私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴市や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。

様式 4 - 1

指定管理者への申請理由

○児童心理治療施設の課題や特性を考慮し、指定管理者の申請理由、運営理念、意欲等を記入してください。

様式 4 - 2

心理治療及び生活指導方針

○入所・通所児童の正確なアセスメントによる心理治療及び生活指導方針について
記入してください。

様式 4 - 3

医療に対する体制

○児童に係る医療に対する支援体制について記入してください。

様式 4 - 4

連携に関する提案

○児童福祉関係機関，特に児童相談所（一時保護委託を含む）や教育施設との連携に関する提案について記入してください。

組織体制図

○管理運営を適切に行う人員配置計画について、施設における運営上必要な知識・経験・技術・資格等を有する者の確保の方法、必要人員の任用計画、勤務ローテーション等について記入して下さい。

様式 4 - 6

環境維持に関する提案

○施設の美化や安全利用等，環境維持につながる提案を記入してください。

個人情報保護に関する提案

○児童や保護者等に関する記録の管理方法や、児童のプライバシー保護等に関する提案について記入してください。また、万が一個人情報漏洩した際の対応や体制について記入してください。

様式 4 - 8

クレーム等に対する提案

○クレームや事故等が発生した際の対応策等について記入してください。

様式 4 - 9

その他提案事項

○研修計画等，施設の管理運営に係るサービスの向上につながる事項について，自由に記入してください。

辞 退 届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

㊟

福岡市立心理治療施設の指定管理者の指定に係る
申請について、以下のとおり辞退します。

年 月 日付

記